

市第53号議案

横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「又は介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護」という。）の次に「又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）のサービス」を加え、同項中第9号を第10号とし、同項第8号中「介護保険法」を「第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び介護保険法」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「第1号介護予防支援事業」という。）

（同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）に係るものに限る。）

第2条第6項中「第1項第8号」を「第1項第9号」に改める。

第7条第2項第1号中「又は介護予防認知症対応型通所介護」を

「、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第 1 号通所事業のサービス」に改め、同項第 2 号中「旧介護保険法」の次に「又は介護保険法」を、「介護予防通所介護」の次に「又は指定第 1 号通所事業のサービス」を加え、同項第 5 号中「若しくは介護予防支援」を削る。

別表第 1 中

横浜市さつきが丘地域ケアプラザ	を
横浜市さつきが丘地域ケアプラザ 横浜市すすき野地域ケアプラザ	に、
横浜市平戸地域ケアプラザ	を
横浜市平戸地域ケアプラザ 横浜市深谷俣野地域ケアプラザ	に改める。

別表第 3 中

「横浜市恩田地域ケアプラザ」を
「横浜市恩田地域ケアプラザ
横浜市すすき野地域ケアプラザ」
「横浜市名瀬地域ケアプラザ」を
「横浜市名瀬地域ケアプラザ
横浜市深谷俣野地域ケアプラザ」
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号の改正規定及び次項の規定は公布の日から、別表第1及び別表第3の改正規定は規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づく横浜市すすき野地域ケアプラザ及び横浜市深谷俣野地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、前項ただし書に規定する規則で定める日前においても行うことができる。

提 案 理 由

本市の地域ケアプラザにおいて介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号通所事業等を実施するとともに、横浜市すすき野地域ケアプラザ及び横浜市深谷俣野地域ケアプラザを設置する等のため、横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（事業等）

第 2 条 プラザは、次の事業を行う。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）、又は
介護保険法
介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）又は同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第 1 号通所事業」という。）のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与

（第 6 号及び第 7 号省略）

- (8) 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業（以下「第 1 号介護予防支援事業」という。）

（同法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）に係るものに限る。）

(9) 第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを
(8) 介護保険法

除く。）及び介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的
 支援事業その他同項に基づき厚生労働省令で定める事業

(10) （本文省略）
(9)

（第 2 項から第 5 項まで省略）

6 第 1 項第 9 号に掲げる事業を行うため、プラザに介護保険法第
第 1 項第 8 号
 115 条の 46 に規定する地域包括支援センターを置く。

（利用料金）

第 7 条 （第 1 項省略）

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護
又は介
予防認知症対応型通所介護又は指定第 1 号通所事業のサービス
介護予防認知症対応型通所介護

を受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法
 又は旧介護保険法の規定により定められた通所介護、認知症対応

型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所
又は介護予防認知症対応型通
介護又は指定第 1 号通所事業のサービスに係る費用の額
所介護

(2) 第 2 条第 1 項第 5 号に規定する市長が必要と認める者への通
 所による便宜の供与にあつては、介護保険法第 7 条第 4 項に規
 定する要支援者に対する旧介護保険法 又は介護保険法 の規定に
 より定められた介護予防通所介護 又は指定第 1 号通所事業のサ
ービスに係る費用の額

（第 3 号及び第 4 号省略）

横浜市深谷俣野地域ケアプラザ

(省略)